以下の1から17までの内容を確認し、署名欄に保護者の署名をお願いいたします。

- 1 入所の決定は申込順ではありません。また、保育の必要性が高い順に決定するため、保育施設の定員や 申込みをされる方の人数や状況により、希望する保育施設に御案内できない場合や、いずれの保育施設 にも入所できない場合があります。仕事をしていれば必ず入所できるというわけではありません。
- 2 保育課の職員が電話等で御家庭や仕事の状況、お子さんの健康状態等を確認・照会することがあります。 電話番号については、申請の内容がわかる方と連絡のつく番号を記入してください。
- 3 希望保育施設については、入所が決まった場合、長く通うことになる施設です。通所可能な保育施設を よく考えて記入してください。
- 4 希望する保育施設名に記載のない保育施設については、**通所する意志がないもの**とみなします。 他に空きがあった場合でも、記入された保育施設以外の御案内はいたしません。
- 5 「児童の健康に関する質問票」は、入所申請後、事前面談をする際に使用します。また、入所決定後、 入所が決まった保育施設にお渡しします。記入漏れのないようお願いいたします。
- 6 希望施設を変更する場合は、再度「保育施設利用申込書」を提出してください。 (書類の提出後に希望施設の変更となります。)
- 7 入所が決定となった場合には「施設利用契約決定通知書」を、入所が保留となった場合には「施設利用保留通知書」を郵送いたします。
- 8 入所が保留となった場合には、申請児童名簿に掲載し、欠員が出た段階で保育の必要性が高い児童から 入所を決定いたします。
- 9 転所決定した場合は、現在通所中の保育施設に結果を伝える場合があります。
- 10 保育施設利用申込書は一度提出すれば、当該年度内は有効となります。 (毎月提出する必要はありません(市内の保育施設に限ります。)。)
- 11 「施設利用保留通知書」は入所申請後、利用調整(選考)結果として郵送いたします。(**毎月郵送されるものではありません。**)
- 12 申込内容に不正(虚偽)があった場合、入所の決定を取り消すことがあります。
- 13 新規入所時には必ず「慣らし保育」があり、期間中は短時間の保育となります。 (期間については、お子さんの状態により異なりますが、概ね1週間から2週間程度となります。)
- 14 書類の提出後、記載事項に変更(転居・転職・家庭状況等(離婚、再婚、祖父母との同居や別居等))があった場合は、速やかに市役所保育課まで申し出てください。
- 15 <u>お子さんが教育・保育給付認定を既に受けていたり、他の年度分の入所申込みをしていたりする場合、</u>令和5年度入所申込書類において保護者の保育を必要とする状況等に変更が確認できた際には、当該変更内容を教育・保育給付認定や他年度分の利用調整に反映することがあります。
- 16 小規模保育事業所を卒園する児童は、「保育施設利用申込書」に連携施設を記入しない場合、連携施設への入所を希望しないものとみなします。
- 17 現在保育施設に入所をしている児童の継続状況によって、年齢ごとの定員に空きが生じない場合があります。

この書類は保育施設利用申込書: 又は「施設利用保留通知書」が送付	受付番号を提出した控えとなりますので、「施設利用契約決定通付されるまで保管してください。	知書」
	受付番号	(市役所控) R5
保育施設入所申込に関して、確認	認事項1から17の内容を確認し了承しました。	
年 月	日 保護者名	(<u>*</u>)

(※)署名又は記名押印してください(氏名が自署の場合は押印不要。)。

(※)